

財務諸表の承認に係る意見聴取について

1 意見聴取の根拠

法人の財務諸表を県知事が承認するにあたっては、中立性・公平性を高める観点から、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。（地独法第34条第3項）

2 事務局確認事項

事務局において、合規性と表示内容の適正性の観点から確認を行った。

なお、財務諸表等の数値については、監事による監査を経たものであるため、主要な計数等についての確認を行った。

(1) 合規性

チェック項目	チェック結果
提出期限の遵守（法第34条第1項）	6月26日に財務諸表等を提出
必要な書類の提出（法第34条第2項）	以下の書類を提出した。 ① 財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益の処分に関する書類、行政サービス実施コスト計算書、附属明細書） ② 事業報告書 ③ 決算報告書 ④ 監査報告書
監査報告書での考慮すべき意見	適正であるとの意見表示であり、指摘事項等の特段の意見はなかった。

(2) 表示内容の適正性

チェック項目	チェック結果
記載すべき事項について、遺漏がないか。	財務諸表等の提出を受けたすべての書類について、表示科目、会計方針、注記等について、遺漏がないことを確認した。
計数は整合しているか。	計数の合計等の基本的な計数について整合を確認した。
書類相互間における数値の整合性は取れているか。	主要表と附属明細書との相互間における整合など、書類相互間における数値の整合を確認した。

【参考】地方独立行政法人法
(財務諸表等)

第三十四条 地方独立行政法人は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他設立団体の規則で定める書類及びこれらの附属明細書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に設立団体の長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 地方独立行政法人は、前項の規定により財務諸表を設立団体の長に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見を付けなければならない。

3 設立団体の長は、第一項の規定により財務諸表を承認しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

4 (略)